

令和8年度 デジタルデバイド対策業務 仕様書

1. 目的

本仕様書は、令和8年9月から令和9年3月までの間で開催するスマートフォン教室等に関する仕様を明確にすることを目的として作成する。

2. 業務名

令和8年度 デジタルデバイド対策業務

3. 業務箇所

佐久市内

4. 実施日

令和8年9月から令和9年3月までの間で28講座以上(14日間以上を想定)開催するものとし、実施日については市と協議の上、決定するものとする。

5. 実施内容

スマートフォン教室について、以下の通りであること。

内容

- スマートフォン教室で実施する内容の検討
- スマートフォン教室で使用するテキストの準備
- スマートフォン教室の予約受付
- スマートフォン教室の予約状況の共有
- スマートフォン教室の実施

1講座あたりの時間

- 1時間30分(内訳 1時間:座学での講座 30分:質疑応答等の受講者のサポート)

スマートフォン教室詳細(例)

- LINEアプリと佐久市のLINE公式アカウント使い方
- QRコード決済の使い方
- 佐久市の防災アプリの使い方
- スマートフォンの安全な使い方 ※

※ 機器の操作ではなく、詐欺やセキュリティへの不安といった心理的要因からスマートフォンの利用が進まない方向けの講習の実施を考えています。デジタル活用支援事業の「スマートフォンを安全に使うための基本的なポイントを知ろう」や「デジタルリテラシーを身につけて安心安全にインターネットを楽しもう」相当の内容を想定。

その他

- スマートフォンを所持していない受講者が一時的に利用できるスマートフォンを用意すること。
- 予約専用の電話回線の設置および予約状況の取りまとめをすること。また、予約状況の共有を週1回以上実施すること。

6. 検査

業務完了後、速やかに市職員の検査を受けること。

7. 支払方法

後払いとし、支払回数及び時期は別途協議する。

8. 機密の保持及び個人情報保護

受託者は、情報資産の保護及び個人情報の保護の重要性を認識し、本業務の実施に当たっては、佐久市情報セキュリティポリシー等、関連する法令及び例規を遵守するとともに、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行うこと。

9. その他

見積金額の記載金額は消費税を除いた金額とする。

受託者は、本業務の実施に際して詳細な事項及び仕様に記載のない事項については市と協議の上決定するものとする。

問合せ先

佐久市役所 企画部 情報政策課 DX推進係

電話 0267-62-3923

メール joho@city.saku.nagano.jp